

2011年6月1日制定
2012年7月15日改定
2014年1月10日改定
2015年7月1日改定
2020年4月1日改定
2021年3月1日金額総額表示化
2024年6月1日改定
2025年4月1日改定

ワイドスターII 簡易公衆電話サービス利用規約

【第1章 総則】

第1条（適用）

株式会社NTTコム（以下「当社」といいます。）は、ワイドスター通信サービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）に基づく「ワイドスター通信サービス」（「ワイドスターIIサービス」のことを指し、以下「ワイドスター通信サービス」といいます。）の契約者回線（以下「ワイドスター契約者回線」といいます。）に接続でき、かつ、日本国内において契約者の設置する専用の公衆電話機（以下「ワイドスターII簡易公衆電話機」といいます。）を契約者に貸与すること（以下「レンタルサービス」といい、その詳細は、第2条第5号に定めるとおりとします。）ができるサービスを提供します。本サービス（レンタルサービスをいいます。）のご利用においては、この利用規約（以下「本規約」といいます。）が適用されるものとし、本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

第2条（定義）

本規約において、以下の各号に定める用語は、以下の意味を有するものとします。

(1) 契約者

本サービスを利用するため本規約に基づき当社と契約（以下「本契約」といいます。）を締結した者

(2) 利用者

本サービスに基づき設置される公衆電話機を利用する第三者

(3) レンタルサービス

当社が契約者に対し、有償でワイドスターII簡易公衆電話機と公衆鍵（ワイドスターII簡易公衆電話機に付属する通話モード切替を行う通話鍵、当該電話機の開閉を行う本体鍵及び硬貨金庫の開閉を行う金庫鍵の総称）（以下「ワイドスターII簡易公衆電話機等」といいます。）を貸し出すサービス

第3条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容そ

他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

【第2章 サービスガイドライン】

第4条（サービスガイドライン）

当社が提供する本サービス提供条件の詳細は「サービスガイドライン」に定めるものとし、契約者は本サービスガイドラインを遵守するものとします。

【第3章 本契約の成立等】

第5条（利用の申込）

本サービスの申し込みは、本サービスに利用するワイドスター通信サービスの契約者と同一の名義人に限り行うことができます。

2. 本サービスの利用を希望する者は、本サービスの提供条件を満たしている上で本規約の内容を承諾し、当社所定の書面を当社の定める営業所（以下「営業所」といいます。）にお申し込まれます。
3. 前項に基づいた申込は、契約者の本サービス利用開始希望日（以下「利用希望日」といいます。）の15営業日（営業所の営業日とします。以下同じとします。）以前に行っていただく必要があります。

第6条（利用の申込取消）

契約者は、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）までに当社に通知することにより、本サービスの利用の申込を取消することができます。但し、当該通知が利用開始日の4営業日前までになされない場合、契約者は事務手数料として2,200円（税込）を支払うものとします。

第7条（利用申込の許諾等）

当社は、第5条に基づき契約者から本サービスの利用の申込があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き当該申込を承諾するものとします。

- (1) 本サービスの提供が技術上又は及び運用上著しく困難であると当社が判断したとき
- (2) 契約者が本サービスに利用するワイドスター契約者回線の料金その他の債務を現に怠り又は怠る恐れがあると当社が判断したとき
- (3) 契約者が本規約に定める契約者の義務を怠る恐れがあると当社が判断したとき
- (4) 第5条（利用の申込）に定める申込書に虚偽の記載があったとき
- (5) 第32条（禁止事項）のいずれかに類する行為を行う恐れがあると当社が判断したとき
- (6) 過去に不正利用等により本サービスの利用契約の解除又は利用の停止が判明したとき
- (7) 契約者の本人確認等のために運転免許証等の当社が定める証明書の提出要請に応じないとき
- (8) 利用申込時点でのワイドスターⅡ簡易公衆電話機等の在庫状況により、当社が利用の申込を承諾できないと判断したとき

(9) その他、当社の業務遂行上支障があると当社が判断したとき

2. 前項に基づき、当社が利用申込を承諾したときは、当社のシステムに契約者の情報を登録した後、その旨を速やかに契約者に通知するものとします。当該通知の通知日をもって、当社と契約者との間で本契約が成立したものとします。
3. 当社は、第1項の規定により利用の申込を拒絶する場合は、当該申込者に対し、書面によりその旨を通知するものとします。

第8条 (利用開始日)

当社は、契約者の利用希望日により本サービスの利用開始日を決定します。但し、利用希望日と利用開始日が同一日となることを保証するものではありません。

2. 当社は、利用開始日までに、ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等を契約者が当社に届け出た連絡先への配送及び、本サービス開始に必要な工事の手配を行うものとし、当該工事の完了日をもって利用開始日とします。

第9条 (権利義務の譲渡禁止)

契約者は本規約に基づき、当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保することができません。

第10条 (契約者への通知)

当社は、次の各号に該当する事由があるときは、本規約で別に定める場合を除き、契約者に対して行う各種通知を契約者が予め当社に届け出た連絡先に郵送又は電子メールその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

- (1) 規約又はサービスガイドラインの内容変更
- (2) 新たなサービス及び機能の提供
- (3) その他本サービスの提供条件の変更

2. 当社から契約者への通知は、当社が前項に基づき通知した日に効力を生じるものとします。

第11条 (契約者登録情報の変更)

契約者は、氏名、名称、住所、連絡先電話番号その他当社への届出内容に変更があった場合は、当社が別途指定する書面を提出することにより、速やかに当社に届出るものとします。

2. 前項の届出があったときは、当社に対し、届出にかかる変更の事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
3. 当社は、本条に基づく契約者からの届出がないときは、前条に定める通知について契約者が現に当社に届け出た連絡先へ通知するものとし、当該通知が契約者に到達しなかったことに対して当社は責任を負いません。

第12条 (契約者が行う本契約の解約)

契約者は、本サービスの利用開始日の翌月1日(利用開始日が月の初日の場合はその日)より1か月を経過した日以降の営業日において、本契約の解約を希望する日の10営業日前までに当社所定の解約申込書を当社に提出することにより本契約を解約することができます。

2. 本契約が解約された場合、契約者は、未払い債務の全額を所定の支払期日までに一括して支払うものとします。

第13条（当社が行う本契約の解除）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本契約を解除することがあります。

- (1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正するのが困難であるとき
 - (2) 本契約の契約者名義とワイドスター通信サービスの契約者名義が異なるとき
 - (3) 第31条（秘密保持）又は第32条（禁止事項）に違反したとき
 - (4) 第23条（契約者の支払義務）に定める債務の履行を現に怠り、又は怠る恐れがあるとき
 - (5) 契約者自ら支払いの停止があったとき、支払い不能の状態に陥ったとき、破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え・保全差押えをうけたとき
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
2. 当社は、前項に基づき本契約が解除されたことにより、契約者又はその他の第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
3. 契約者は、第1項に基づき本契約が解除された場合は、既に発生した債務に係わる全額を所定の支払期日までに支払うものとします。

【第4章 本サービス提供中止等】

第14条（本サービスの提供中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスにかかるシステムの保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 本サービスにかかるシステムの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 電気通信サービスの停止により本サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (4) その他当社が本サービスの全部又は一部を中止することが必要と判断したとき

第15条（本サービスの停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの全部又は一部の提供を停止する場合があります。

- (1) 利用者が本規約の規定に違反したとき
 - (2) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めたとき
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中止若しくは停止したことにより契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条に基づき本サービスの全部又は一部の提供を中止若しくは停止する場合は、予めその旨を当社が適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。但し、緊急事態等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条（本サービスの廃止）

当社は、都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。尚、本サービスの全部が廃止された場合は、本契約は終了するものとします。

2. 当社は、前項に基づく本サービスの廃止により契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
3. 当社は第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する1年前までに当社が適当と判断する方法によりその旨を通知します。

【第5章 ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等】

第17条（レンタルサービスについて）

契約者は、本サービスの利用開始にあたり、別表1に定めるワイドスターⅡ簡易公衆電話機等を当社より有償でレンタルするものとします。

第18条（レンタルサービスにおける契約者の義務）

契約者は、レンタルサービスの提供を受けるにあたり、次に定める事項を遵守するものとします。

- (1) ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等（以下本条において「機器等」とします。）の使用に関しては、当社が別途定める取扱説明書を遵守すること
- (2) 機器等を取り外し、変更、分解、損壊をしないこと
- (3) 機器等に登録されている情報を読み出し、変更又は消去しないこと
- (4) 電波法に基づき定められる無線設備規則に適合する利用を遵守し、技術基準及び技術的条件に反する他機械、付加物を取り付けないこと
- (5) 機器等を善良な管理者の注意をもって保管すること
- (6) 機器等につき、第三者に対する譲渡・転貸・担保設定その他一切の処分をしないこと

第19条（ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等の引渡し及び返却）

当社は、ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等の引渡しに際して、ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等に関する目録を添付するものとし、契約者は、当該目録の内容を確認し、記載内容に相違を認めるときは直ちに当社にその旨を通知するものとします。

2. 契約者は、ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等を当社に返却する際は、契約期間の終了日（第12条により、契約者により本契約が解約される場合は、その解約日まで。以下同じとします。）の翌日から30日以内までにワイドスターⅡ簡易公衆電話機等の返却及び取り外し工事の依頼を当社に行うものとします。
3. 契約者がワイドスターⅡ簡易公衆電話機等の返却及び取り外し工事を当社に依頼し、当社がこれを取り外した際、当該ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等に金銭その他物品が含まれていた場合は、当社は契約者に対して当該金銭その他物品等を返却できない場合があります。
4. 契約者は、契約期間の終了日の翌日から30日を経過してもなおワイドスターⅡ簡易公衆電話機等の返却及び取り外し工事の依頼を当社に行わないときは、契約期間終了日の翌日から返却及び取り外し日までの日数

(契約期間終了日の翌日から30日までの日数を含まないものとします。) に応じ、別表2に定める機器レンタル料相当額(暦日により日割り計算した額とします。)を賠償金として、支払うものとします。

5. 契約者は、契約期間の終了日の翌日から60日を経過してもなおワイドスターII簡易電話機等の返却及び取り外し工事の依頼を行わないときは、ワイドスターII簡易公衆電話機等を契約者が紛失したものとみなされ、前項に定める賠償金に加えて、下記の表に定める賠償金を支払うものとします。

レンタル品名	賠償金
ワイドスターII 簡易公衆電話機	255,300円
ワイドスターII 簡易公衆電話機取付金具	50,000円
ワイドスターII 簡易公衆電話機筐体鍵	5,000円
ワイドスターII 簡易公衆電話機通話鍵	1,500円
ワイドスターII 簡易公衆電話機金庫鍵	1,500円

※記載の賠償金は課税対象外となります。

※賠償金を上記商品と同等の物品に代替することはできません。

6. 本条に定める賠償金の計算において1円未満の端数が生じたときは切捨て処理となります。

第20条 (ワイドスターII簡易公衆電話機等の盗難、紛失、毀損)

契約者は、レンタルサービスの利用においてワイドスターII簡易公衆電話機等の盗難、紛失又は毀損(以下「盗難等」といいます。)が発生したときは、直ちに当社にその旨を通知するものとします。この場合、契約者は、前条5項に規定する賠償金を支払うものとします。但し、毀損の場合であって、修理により原状回復が可能であると当社が認める場合は、当該機器の修理代金相当額を賠償金とすることができます。

2. 契約者はワイドスターII簡易公衆電話機等の代替品の提供によって賠償金の支払いに代えることができないものとします。

【第6章 本サービスの利用】

第21条 (利用者への課金設定)

契約者は、利用者にワイドスターII簡易公衆電話機を使用させる際の料金について、別表3に定める料金(契約者の選択する料金プランにかかる料金及び当社が別に定める国際電話サービス契約約款に定める外国のうち別表3に定めるエリア内と当社が判断する国との間の通信料金をいいます。)を設定することができます。

2. 契約者は、本契約にかかるワイドスター通信サービスの料金プランを変更するときは、予め当社にワイドスターII簡易公衆電話機に対するその選択する料金プランに応じた設定のための工事を請求するものとし、その設定の完了をもって当該料金プランが変更されることを承諾するものとします。この場合、契約者は当社が別に定める設定変更のための工事を支払うものとします。
3. 当社は、ワイドスターII簡易公衆電話機の課金設定について、その正確性、安全性、又は有用性を保証するものではなく、その内容に不具合が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。
4. 契約者は利用者に対して、課金情報の提示、使用方法の説明等を自らの費用と責任で行うものとします。

第 2 2 条 (債権の譲渡等)

契約者（当社が契約約款に指定する契約者を除きます。）は、当社が本サービスに係る料金その他の債務に係る債権を当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2. 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、契約者の氏名、住所及び電話番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報に限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号（請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることに予め同意するものとします。
3. 契約者は、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることに予め同意するものとします。

第 2 3 条 (契約者の支払義務)

契約者は、別表 2 に定める本サービスの利用料（以下「利用料金」といいます。）を支払う義務があります。

2. 契約者は、レンタルサービスにかかる機器の取付けまたは撤去にかかる工事費について当社が算定する費用を支払う義務があります。
3. 当社は、利用料金の請求について契約者の契約するワイドスター通信サービスにかかる請求額とあわせて行うものとします。
4. 契約者は、利用料金及び工事費について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その利用料金及び工事費（第 2 2 条（債権の譲渡等））の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する契約約款に定めるワイドスター通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
5. 契約者は、料金その他の債務（第 2 2 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へその債権を譲渡したものを含み、本項に定める延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 1 4 . 5 % の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して 1 5 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
6. 延滞利息の支払い義務の適用については、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約約款の定めを準用するものとします。

第 2 4 条 削除

第 2 5 条 削除

第 2 6 条 (ファームアップバージョンアップ)

契約者は、ワイドスター II 簡易公衆電話機本体のファームウェアバージョンアップが必要になった場合、当社からの指示に基づき、当該バージョンアップを実施することとします。

2. 契約者は、ファームウェアのダウンロードをワイドスター契約者回線を利用して当社が指定する番号から着信すること

を許容するとともに、当該番号からのデータ着信にかかるパケット料金を負担するものとします。

3. 当該バージョンアップを実施しなかったことにより、契約者に損害が生じても、当社は、一切責任を負わないものとします。

第27条（個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスにおける個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに定めるお客様の個人情報に関するプライバシーポリシーに従うものとします。

第28条（利用者対応）

契約者は、ワイドスターⅡ簡易公衆電話機等が正常動作している場合において、本サービスに関する問い合わせ等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。

2. 前項の問い合わせ等に起因して当社に損害が発生した場合、契約者は、当該損害を賠償するものとします。
3. 契約者は、利用者との間で公衆電話機の利用にかかる精算の必要が生じた場合は、自らの責任で精算するものとします。

【第7章 雑則】

第29条（責任の制限）

当社は、当社の責めに帰すべき理由によりレンタルサービスの全部を提供しない場合であって、サービスを提供できないことが連続して24時間を越えたときは、当該サービスが全く提供できないことを当社が認知した時刻から24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するサービスの利用料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って契約者に賠償します。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときはこの限りではありません。

第30条（損害賠償）

契約者は、本サービスの利用に関連して当社の業務遂行に支障をきたす等して、当社に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第31条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供に関して知り得た契約者の秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。但し、本サービスを提供するために必要な場合等正当な理由がある場合及び法令に基づく場合はこの限りではありません。

第32条（禁止事項）

契約者は、次の各号に該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 第三者又は当社の著作権その他の権利、財産、プライバシーを侵害する又はその恐れのある行為
- (2) 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える又はその恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する又はその恐れのある行為
- (4) 本サービスの運営を妨げる、又は当社の信用を毀損する行為

- (5) 法令に違反する又はその恐れのある行為
- (6) その他当社が不適切と判断する行為

第33条 (契約上の地位の承継)

契約者は、合併又は会社分割等法定の原因に基づき契約者の地位の承継が生じたときは、契約者は当該地位を承継した者をして、当社に対し、速やかに承継の原因となった事実を証明する書類を添えて届けさせるものとします。

第34条 (合意管轄)

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条 (協議事項)

本規約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、契約者と当社は誠実に協議を行い解決するものとします。

第36条 (分離性)

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は継続して効力を有するものとします。

第37条 (準拠法)

本契約の成立・効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠することとします。

附則

本規約は2011年6月1日から実施します。

附則(2012年7月15日)

本改定は2012年7月15日から実施します。

附則(2014年1月10日)

本改定は2014年1月20日から実施します。

附則(2015年7月1日)

本改定は2015年8月25日から実施します。

附則(2020年4月1日)

本改定は2020年4月1日から実施します。

附則(2024年6月1日)

本改定は2024年6月1日から実施します。

附則(2025年4月1日)

本改定は2025年4月1日から実施します。

別表 1

ワイドスター II 簡易公衆電話機レンタル機器内訳

	数量
ワイドスター II 簡易公衆電話機	1
ワイドスター II 簡易公衆電話機取付け金具	1
ワイドスター II 簡易公衆電話機筐体鍵	1
ワイドスター II 簡易公衆電話機通話鍵	1
ワイドスター II 簡易公衆電話機金庫鍵	1

別表 2 本サービスの利用料

本サービスの利用料	内訳 (再掲)	
	サービス利用料	機器レンタル料
15,950 円 (税込) / 月	2,750 円 (税込) / 月	13,200 円 (税込) / 月

※本サービスは、全て機器レンタルでのサービスとするため、サービス利用料と機器レンタル料の合算となります。

別表 3 課金額

タイプ M				タイプ L			
初回課金	初回時間	追加課金	追加時間	初回課金	初回時間	追加課金	追加時間
¥400	20	¥200	20	¥400	49	¥200	44

北米				メキシコ/カリブ方面			
初回課金	初回時間	追加課金	追加時間	初回課金	初回時間	追加課金	追加時間
¥400	36	¥200	33	¥400	24	¥200	22

中南米方面				東アジア方面			
初回課金	初回時間	追加課金	追加時間	初回課金	初回時間	追加課金	追加時間
¥400	20	¥200	20	¥400	30	¥200	25

東南アジア/オセアニア方面				南アジア/中東方面			
初回課金	初回時間	追加課金	追加時間	初回課金	初回時間	追加課金	追加時間
¥400	31	¥200	25	¥400	20	¥200	20

ヨーロッパ方面			
初回課金	初回時間	追加課金	追加時間
¥400	24	¥200	22